

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

当町は岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東に岐阜市、西及び北に本巣市、南に瑞穂市と隣接している。東西 1.85 km、南北 4.2 km、面積 5.18 km²の南北に細長い町である。町内を流れる主要な河川は、糸貫川、天王川、長谷川があり、これらに注ぐ小河川、用排水路も多数ある。

地勢その悪条件が重なり、従来から水害・地震等大規模災害が発生している。原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。

1-1 水害

水害は当町の地理的条件から主流、支流川の溢水等による浸水が多い。昭和 51 年 9.12 集中豪雨では、河川の溢水等により役場付近及び南部地区が床上浸水した。

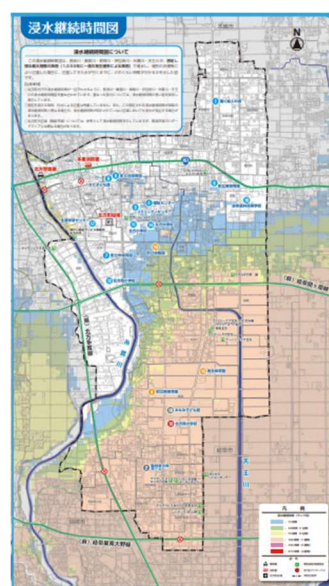
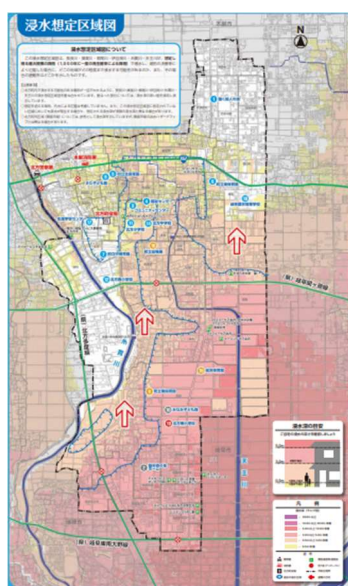
当町ハザードマップで想定する浸水情報を、想定し得る最大規模の降雨(1,000年に一度の発生確率による降雨)が発生した場合を想定する。

(浸水想定区域)

当町ハザードマップによると、当会が立地する地域において、0.5m未滿の浸水が予想されている。町の40%を超える範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。また、南部において、最大で5m以上10m未滿の浸水被害が予想されている。

(浸水継続時間)

当町ハザードマップによると、当会が立地する地域において、12時間以内に水が引くと予想されている。上述の0.5m以上の浸水が予想されている地域では、早くも12時間、最大で1週間の浸水継続が予想されている。



1-2 震災

町の中心部から北側は扇状地であるため比較的地盤は良好だが、町南部は氾濫平野のため地盤が軟弱であり、液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。

今日、岐阜・西濃地域などの平野部は、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震のときとは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の被害主体が当時に比べ著しく増大している。

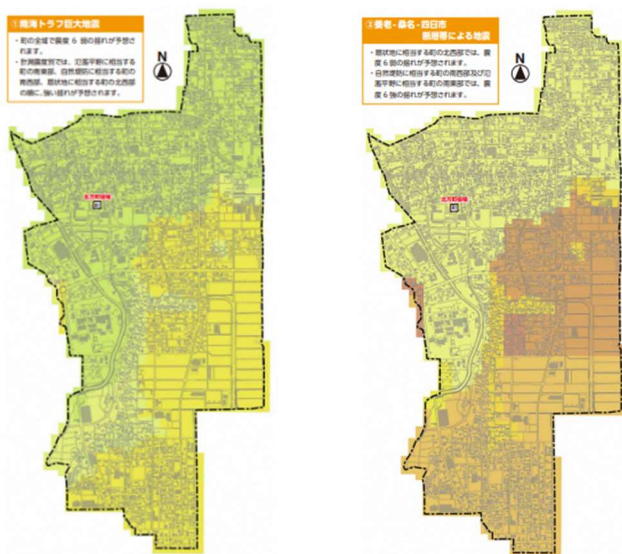
(1)海溝型地震(プレート境界での地震) - 南海トラフ巨大地震

当町ハザードマップによると、東海地震・東南海・南海地震(南海トラフ巨大地震)は、当町の全域で震度6弱の揺れが予想される。

また、計測震度別では、氾濫平野に相当する町の南東部、自然堤防に相当する町の南西部、扇状地に相当する町の北西部の順に、強い揺れが予想される。

(2)内陸型地震(陸域の浅い場所での地震) - 関ヶ原-養老断層系

扇状地に相当する町の北西部では、震度6弱の揺れが予想される。自然堤防に相当する町の南西部及び氾濫平野に相当する町の南東部では、震度6強の揺れが予想される。



1-3 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように未知の新型感染症に対しては国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2 事業所数及び商工業者の状況

商工会の会員事業所に限らず、町内の全事業者は以下のとおりである。

商工業者数 698 事業者

小規模事業者数 510 事業者

<内訳>

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
農林漁業	1	1	各業種、町内全域に広く分布している。 特に小売業・飲食サービス業・サービス業においては、交通の利便性の良い国道及び県道沿いに位置している。
建設業	52	51	
製造業	44	41	
情報通信業	4	4	
運送業、郵便業	7	4	
卸売業、小売業	198	119	
金融業、保険業	13	11	
不動産業、物品賃貸業	39	36	
学術研究、専門・技術サービス業	26	21	
宿泊・飲食サービス業	137	92	
生活関連サービス業、娯楽業	107	83	
教育・学習支援業	36	26	
複合サービス業	3	0	
サービス業(他に分類されないもの)	31	21	

3 これまでの取り組み

3-1 北方町商工会の取り組み

- ・事業継続力強化計画の普及と防災意識の啓発（商工会窓口にてチラシを常設）
- ・商工会の事業継続計画（BCP）策定（改定：令和3年2月3日）
- ・防災備品の整備（救急用具、懐中電灯、ヘルメットなど）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置（随時）
- ・岐阜県商工会連合会主催のBCPに関する研修会への参加
- ・共済保険への加入促進

3-2 北方町の取り組み

- ・北方町地域防災計画の策定（令和3年3月改訂）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年9月）
- ・防災訓練の実施
 - 〔 町を5つのエリアに分け、1・5エリア、2・3・4エリアの隔年開催。〕
 - 〔 直近では令和3年10月10日に、1・5エリアで防災訓練を実施。参加者は約168名。〕
- ・防災備品、備蓄品の整備
 - 防災備品倉庫は以下の4箇所に設置している。（令和3年4月1日現在）
 - ①宮東公園、②八切公園、③北方中央公園、④条里公園

II 課題

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

当町の小規模事業者の多くは限られた経営資源で様々な課題に対応していく必要があるため、自然災害及び新型コロナウイルスへの事前対策まで手が回らない状況であり、事業者BCPへの関心が低い状態である。従って、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業者BCPを、専門家と連携をして策定支援していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

当会は小規模事業者に対する支援として、主に経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じた小規模事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んでいる。そのため、本計画における事業継続支援のための知識や経験に関して本会職員は有しておらず、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、本会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

当会のBCPの策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時に計画通り行動できるかが不安視される。また、当会においては当町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。そのため、災害発生事において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

III 目標

自然災害・新型コロナウイルス等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。その実現に向け、有事前に備えて事業継続に資する事業者BCPの策定支援を強化するとともに、関係機関との連携体制の構築し、災害発生時においては迅速な商工会活動の復旧を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導やセミナー開催を通じて事業活動に影響を与える自然災害・新型コロナウイルス等のリスクを周知し事前対策の必要性を周知するとともに、事業所立地や経営状況など個社の実情に則した事業者BCPの策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年24件
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年4事業者
- ・事業者BCP策定事業者数：年2事業者
- ・事業者BCP策定に関するセミナーの開催回数：年1回

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連

合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時における商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。また、当町と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 啓発活動

自然災害に対する啓発活動

- ・当会職員による巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、一定量の災害備蓄品の確保に関する情報を会報誌に掲載し紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを事業所へ配布する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組事例を紹介する。

感染症に対する啓発活動

- ・職員による巡回指導時に、新型コロナウイルスは、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組事例を紹介する。

② 事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報をセミナーを開催して普及させて、計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・専門家派遣制度の活用の際に職員も同行して事業者BCP策定支援に関わり、職員自身のスキル向上を図る。

2) 商工会自身の事業継続計画の運用

- ・当会は、令和2年度に事業継続計画を策定している。今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・山県市・本巣市・瑞穂市の各商工会と開催するエリア会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者BCPを策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者BCPの取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、当町と当会の法定経営指導員が年1回以上程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（当町で震度6の地震）が発生したと仮定し、年1回、4月上旬に当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）
- ・また、上記連絡ルートの確認を行う際に、被害状況の確認方法や被害額の算定方法についても確認等を行う。

< 2.発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基にSNS等により当会職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、当会職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岐阜県商工会連合会の指示のもと感染症対策を行う。

2) 応急対応の決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応を決める。
- ・当会職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に岐阜県商工会連合会経由で中部経済産業局に報告する。
- ・本計画により、当会と当町は発生災害の種類・災害の被害状況に応じて随時情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	3日に1回共有する

<窓口>

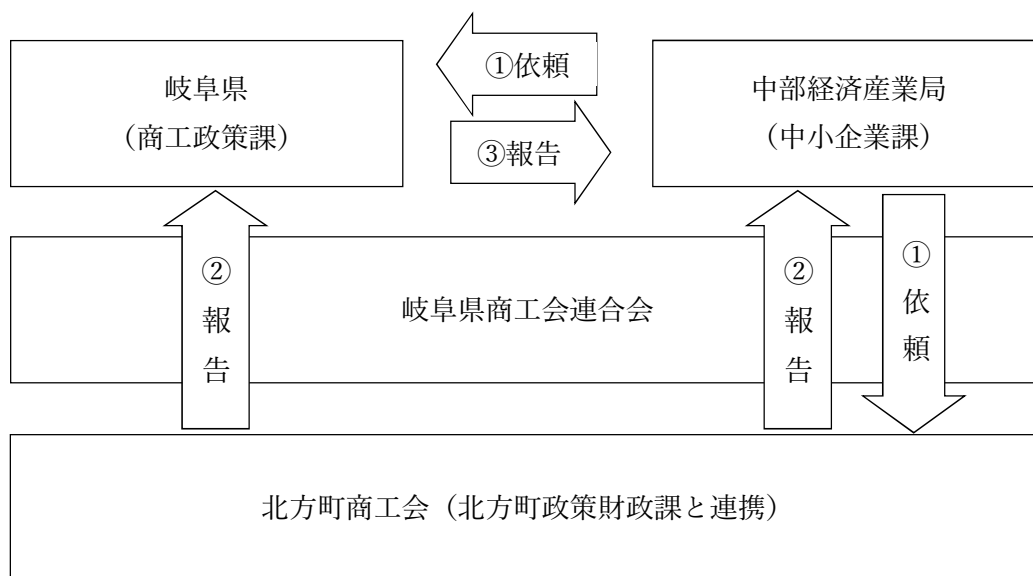
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
北方町	政策財政課長	政策財政課係長
北方町商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3.発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを修正する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動方針について決める。

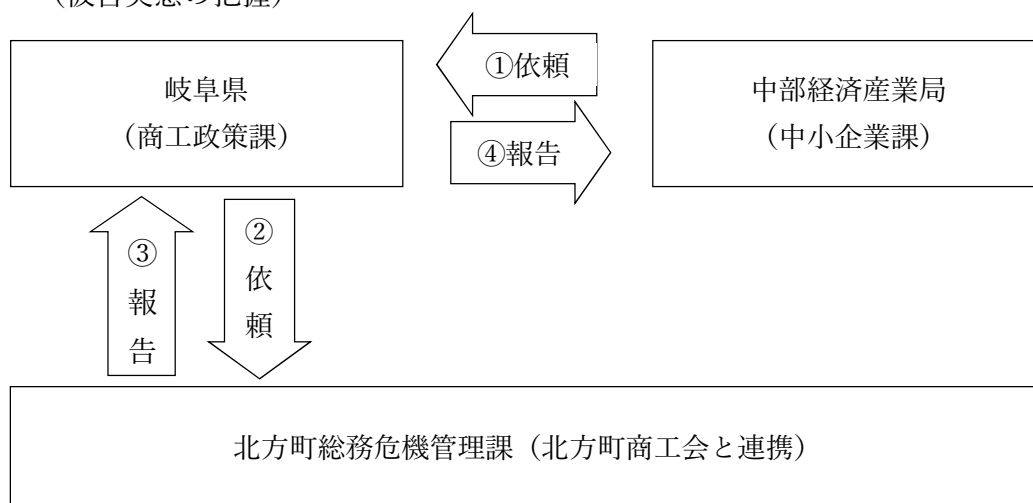
< 被害情報の流れ >

(初動対応)



- ・当会と当町が共有した情報を、24時間以内に当会より中部経済産業局及び県商工政策課へ報告する。

(被害実態の把握)



- ・当会と当町が共有した情報を、3日～1週間以内に当町総務危機管理課より県商工政策課へ報告する。

< 4 .応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 .地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、岐阜県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

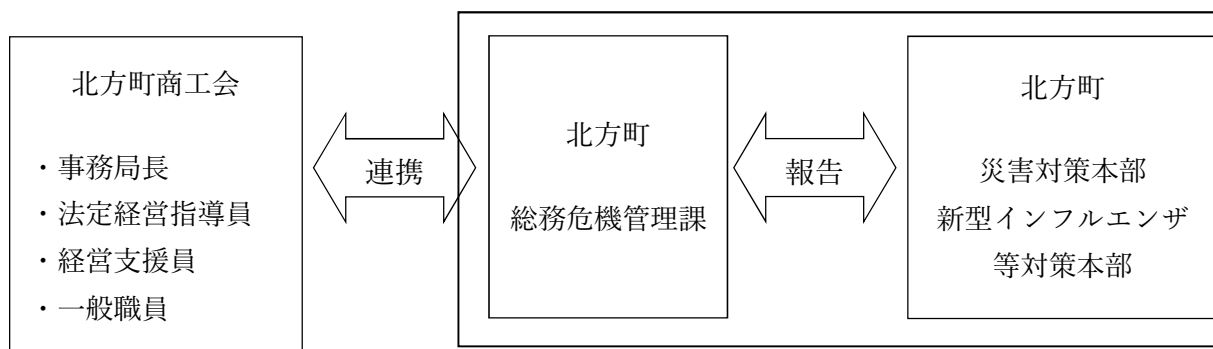
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制

商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制
経営指導員の関与体制 等



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 清水 優 (連絡先は後述(3))

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

北方町商工会

〒501-0431 岐阜県本巣郡北方町北方1524-1

TEL : 058-323-1101 / FAX : 058-324-7652

E-Mail : kitagata@ccn.aitai.ne.jp

②関係市町村

北方町 総務危機管理課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

TEL : 058-323-1111

E-Mail : soumukiki@town.gifu-kitagata.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	385	385	385	385	385
<u>1. 普及・啓発費</u> ポスター、チラシ印刷費	150	150	150	150	150
<u>2. 個社支援・専門家派遣費</u> 専門家謝金、旅費	200	200	200	200	200
<u>3. セミナー開催費</u> 講師謝金、旅費	35	35	35	35	35

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等